

個人情報保護法改正案

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する事項について、地方公共団体ごとにばらつきがある。

→ 地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する基本的な事項について、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図るための措置を講ずる必要がある。

地方公共団体は、地方公共団体等が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する必要な措置を講ずるため条例を定めるに当たっては、個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものについては、政令で定める取扱いを標準として定めるものとする。

現 行

地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する事項について、地方公共団体ごとにばらつきがある。



改 正 法

全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められる事項について、政令で、その標準を定める。